



**弁護士に学ぶ!**

# 成長のための企業法務

アンビシャス総合法律事務所 弁護士 奥山 倫行

## 第71回 景表法（確約手続）

### Question

景品表示法の法改正があり「確約手続」が導入されると聞きました。どのような制度でしょうか。概要を教えてください。

### Answer

令和5年5月10日に成立した不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（令和5年法律第29号。以下「景表法」と表記し、令和6年10月1日から施行される景表法を「改正景表法」と表記します）が令和6年10月1日から施行されます。

今回の改正内容は、事業者の自主的な取り組みの促進と違反行為に対する抑止力の強化等を目的として、①確約手続の導入、②課徴金制度における返金措置の弾力化、③課徴金制度の見直し、④罰則規定の拡充、⑤国際化の進展への対応、⑥適格消費者団体による開示要請規定の導入ですが、改正景表法で特に注目すべき点の1つが、①確約手続の導入です。以下、概要を説明しますので、ご確認ください。

#### 1. 確約手続とは？

確約手続は、優良誤認表示等の疑いのある表示等をした事業者が是正措置計画等の認定を申請し、内閣総理大臣（実際の運用は消費者庁で行います）から認定を受けたときは、当該行為について措置命令や課徴金納付命令の適用を受けないこととする制度です（改正景表法第26条～同法第33条）。

独占禁止法にも同様の制度がありますが、景表法の確約手続は、景表法に違反したか否かを明らかにしないまま消費者庁と事業者が合意することで、自主的に状況を改善することに特徴があります。

確約手続を利用することで、事業者は、1）景表法違反が疑われた場合に措置命令（改正景表法第7条第1項）や課徴金納付命令（同法第8条第1項、以下、措置命令と課徴金納付命令を合わせて「措置命令等」と表記します）を受けることを回避し、2）事業者名等が景表法違反事業者として公表される事態を避けられます。また、消費者庁も措置命令等を行うために時間をかけて慎重な調査や手続を行う必要がなくなり、一般消費者に被害が生じ得る事態を早期に解消できます。

これまでは、たとえば、意図せずに不当表示を行ってしまった場合に後から気づいて積極的に改善しようとしても、結果的に消費者庁から措置命令等の処分がされてしまうので制度として問題であるとの指摘がありました。違反があった場合、これまでのように信賞必罰で罰するのではなく、自主的な改善の取り組みを促す制度の方が、違反の抑止や被害の未然防止には効果的ではないかとの発想から確約手続が導入されることになりました。

#### 2. 確約手続の流れ

確約手続の流れは以下のとおりです。

##### (1) 確約手続通知

消費者庁から事業者に対して確約手続通知が届くことで、確約手続が始まります（実際の運用は消費者庁から突然通知が届くのではなく電話やその他の方法で違反等の指摘や状況に関する連絡や問い合わせがあると予想されます）。

確約手続通知には、①（景表法に違反する）疑いの理由になった行為（以下「違反被疑行為」と表記します）の概要、②違反する疑いのある法令の条項、③違反被疑行為及びその影響を是正するため

に必要な措置の実施に関する是正措置計画又は違反被疑行為による影響を是正するために必要な措置の実施に関する影響是正措置計画（以下、是正措置計画と影響是正措置計画を合わせて「確約計画」と表記します）の認定の申請をすることができる旨が記載されます（改正景表法第26条又は同法第30条、令和6年4月18日付消費者庁長官決定「確約手続に関する運用基準」参照）。

なお、確約手続通知を受ける前でも、事業者は、消費者庁に対して、事業者の行為が確約手続の対象となるかどうかを確認したり、違反が疑われる場合には確約手続に付すことを希望するなど、いつでも消費者庁に相談できるとされています。

## （2）確約認定申請を行うか否かの判断

確約手続通知を受領した事業者は、その内容を踏まえて確約手続を利用するか否かを検討することになります。事業者には、消費者庁が指摘した違反被疑行為の有無や、法令の条項への該当性を確認又は検討し、確約手続を利用すべきか、それとも違反していないことを前提にして争うべきかの判断が求められます。事業者が確約手続を利用する場合には、確約認定申請の手続に進みます。他方で、事業者が確約手続を利用しない場合には、確約認定申請の手続はせずに、引き続き消費者庁からの調査を受けることとなります。

## （3）確約認定申請

確約手続を利用する事業者は、確約計画の内容の検討と立案を行います。何をどこまで行うかは悩ましいところですが、実際には消費者庁の担当者に相談しながら作成していくこととなります。

事業者が確約認定申請を行う場合には、確約手続通知を受けた日から60日以内に、確約計画を作成し、確約認定申請をする必要があります（改正景表法第27条第1項又は同法第31条第1項）。

## （4）確約計画の認定

確約認定申請が行われた場合、消費者庁は、当該確約計画が認定要件（改正景表法第27条第3項各号又は同法第31条第3項各号）に適合するか否かを確認し、当該確約計画が認定要件に適合すると判断したときは、当該確約計画を認定します。他方で、当該確約計画が認定要件に適合しないと判断したときには、確約認定申請を却下します。確約認定申請が却下された場合には、確約手続通知が行われる前の調査が再開されます。

なお、前述した「確約手続に関する運用基準」によれば、確約計画に記載する是正措置又は影響是正措置（以下「確約措置」と表記します）の典型例として、以下の内容が掲げられています。検討しなければならない確約措置のイメージを理解できると思われますので、参考にしてください。

- [ア] 違反被疑行為の取りやめ
- [イ] 一般消費者への周知徹底
- [ウ] 違反被疑行為及び同種の行為が再び行われることを防止するための措置
- [エ] 履行状況の報告
- [オ] 一般消費者への被害回復（返金等）
- [カ] 契約変更
- [キ] 取引条件の変更

## 3. まとめ

確約手続の導入によって、違反被疑行為に対する事業者側の対応の選択肢が増えます。事業者の選択で、措置命令等の行政処分を回避することができるようになりますので、その意味では確約手続を有効活用することは有益です。しかしながら、確約計画の認定を受けた場合には、「事業者が景表法の規定に違反する行為を行ったとの認定及び判断を行うものではない」との付記がされるとしても、違反被疑行為の概要、将来実施すべき確約計画の概要、事業社名が公表されますので、消費者から返金要求を受ける等、公表による悪影響も懸念されるところです。そのため、確約手続を利用するか否かは、消費者庁に相談したり、専門家の意見を聴いたりしながら慎重に判断すべき事柄なので、対応に際しては注意してください。

### 《 著者略歴 》

札幌市出身。札幌南高校、慶應義塾大学卒業。同大学大学院在学中に司法試験に合格し、2002年から国内大手渉外事務所のTMI総合法律事務所にて勤務。同事務所で企業法務、事業再生、M&A、知的財産関連業務等に従事した後、2007年にアンビシャス総合法律事務所を設立し、現在に至る。著書に「創業者・経営者のための30分で分かる出口戦略-事業承継・MBO・IPO・M&Aの備え方」（プレジデント社）「成功する！M&Aのゴールデンルール」（民事法研究会）「弁護士に学ぶ！契約書作成のゴールデンルール」（民事法研究会）ほか多数。